

梅ちゃん先生の 法律相談

第47回

「訴えてやる！」の 法的な意味

梅本寛人 (弁護士)

1 はじめに

今回は、労働問題に関するテーマからいったん離れまして、「訴えてやる!」という言葉の具体的な意味について、説明したいと思います。

昨年、惜しくも亡くなられたダチョウ倶楽部の上島竜兵さんのギャグに「訴えてやる!」というのがありました。理不尽に扱われた上島さんが激高し、「訴えてやる!!」と叫んで被っていた帽子を床面にたたきつけ、その後、帽子を拾って一回転させ「くるりんぱ!」と再び帽子を被るまでがお約束の流れです。

ここにある「訴えてやる!」という言葉が、法的にはどのような意味をもつ言葉なのか?というのを考えるのが、今回のテーマとなります。

2 告訴・告発

刑事事件(犯罪事件)の被害者は、告訴をすることができ(刑事訴訟法230条)、また、何人も犯罪があると思料するときは告発をすることができます(同法239条1項)。

「訴えてやる!」という言葉で第一に思い浮かぶのは、この「告訴・告発をしてやる!」という意味、平たく言うと「警察に行くぞ」という意味かと思えます。

「告訴」というのは、犯罪被害者などの一定の人が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告して、犯人の処罰を求めることを言います。他方、「告発」と

は、告訴権者および犯人以外の第三者が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めることを言います。

「告訴」と「告発」の違いがわかりましたでしょうか?

告訴は、**犯罪被害者**が、告発は、**犯罪被害者以外の第三者**が、捜査機関に犯罪事実を申告するというものであり、実施する主体に違いがあります。

告訴も告発も、書面又は口頭で、検察官又は司法警察員にこれをしなければならないとされています(刑事訴訟法241条1項)。司法警察員というのは、原則として、警察官(これを刑事訴訟法では「司法警察職員」と言います)のうち巡査部長以上の階級の者のことです(刑事訴訟法では、司法警察員ではない司法警察職員は「司法巡査」と言います)。

上記のとおり、告訴も告発も、口頭ですることができる法律ではなっていますが、実務上は、「告訴状」「告発状」というタイトルの書面を作って提出することが多いです。

ちなみに、警察(なお、検察庁に対しても告訴状や告発状を提出することは可能で、実務上これを「直告事件(ちょっこくじけん)」と言います)は、この「告訴状」「告発状」を、おいそれとは受理しません。なぜかと言うと、告訴又は告発を正式に受理すると、司法警察員は速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付し

なければならないとされ(刑事訴訟法242条)、検察官は、必要な捜査を遂げて、**公訴を提起(起訴)するか否かを判断しなければならなくなる**からです。

そこで、告訴状や告発状は、証拠を添えて、十分説得的なものを作成することが重要となります。このような、告訴状や告発状の作成をしたり、アドバイスをしたりすることも、弁護士の仕事としては重要なものの1つです。

他方で、たとえば、自宅に空き巣に入られた、ひったくりに遭った、殴られた、といった犯罪被害を受け、110番をして警察を呼んだ後、警察に「被害届」を出すことがあります。この「被害届」は、上記の告訴や告発とは全く異なります。「被害届」とは、捜査機関に対して、犯罪被害に遭った事実を申告するものであり、**犯人処罰を求める意思表示までは含まれていません**。つまり、捜査機関が必ず捜査をする義務を負うものではありません。なお、警察は、被害届の提出をする者があったときは、その届出にかかる事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないとされています(犯罪捜査規範61条1項)。

3 民事裁判の提起

「訴えてやる!」という言葉の第二の意味は、「民事裁判を起こすぞ!」というものです。

民事裁判というのは、訴える人(これを「原告」と言います)が、訴えられる人(これを「被告」と言います)に対して有している損害賠償請求権等の請求権の存在を公に認めてくれ、と裁判所に訴えて開始される裁判のことです。

とても難しい言い方をしておりますが、要は、被告に「金を払え!」と要求できる権利があることを裁判所に認めてもらうために始まる裁判のことです。

この民事裁判ですが、実は、誰でも起こすことができ、その際、弁護士を付ける必要もありません。弁護士を付けずになされた民事裁判のことを、実務上は「本人訴訟」と呼びます。私も、仕事で法廷に出向いた際、前の裁判が続いていることがよくあり、傍聴席で待ちながら、その前の裁判の様子を見ることがありますが、時折、本人訴訟がなされている場面を見かけます。

しかし、「訴えてやる!」と簡単に言いますが、「民事裁判の原告」という立場は、とても大変だということは、あまり知られていないかもしれません。

民事裁判においては、上記のとおり、**原告の被告に対する請求権があるのかないのか、裁判所によって判定されます。**その判定結果を書いた文書のことを「判決」と言います。

そして、原告が有していると主張する請求権の存在を根拠づける事実や証拠は、まず第一に、原告が主張・立証しなければなりません。これを「原告に主張・立証責任がある」と表現します。もちろん、被告側が、請求権の存在やこれを根拠づける事実を認めるのであれば、原告が勝訴するということとなりますが、被告が否定した場合は、原則として、もっぱら原告において、事実を主張し、証拠を集めなければならず、このとき**裁判所は何も助けはくれない**のです。

ですから、簡単なケースはともかく、それなりに難しい裁判であれば、本人訴訟でこれを行うことは至難であり、弁護士等の法律専門家に依頼し、裁判を行うことが必要不可欠であると

思われます。

「訴えてやる!」と簡単に言いますが、民事裁判を起こすとなれば、相応に大変であるということ(そして、勝訴するためには、相応の報酬を払って(笑)、弁護士を雇うことが必要不可欠であること)を覚えておいて下さい。

4 「訴えてやる!」は脅迫罪となるのか?

「脅迫罪」という犯罪をご存知でしょうか。

「脅迫罪」というのは、刑法において規定された犯罪であり、刑法では、以下のように規定されています。

(脅迫)

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

すなわち、生命、身体、財産等に害悪を加えると言葉等で告げることが「脅迫」であり、上記のとおり、刑罰が科されるのが「脅迫罪」です。

では、「訴えてやる!」と人に告げる行為は、脅迫罪となるのでしょうか?

この点、訴えるというのは、告訴・告発の意味、民事裁判を提起するという意味、いずれに考えるにせよ、正当な権利を行使するという意味であり、「害を加える」とは言えないものとも考えられます(脅迫行為の典型例は、「殺すぞ!」とか「夜道に気をつける!」とか、そのような言動です)。

もっとも、とても古い判例ですが、「誣告ヲ受ケタル者カ真ニ誣告罪ノ告訴ヲ為ス意思ナキニ拘ハラシテ誣告者ヲ畏怖セシムル目的ヲ以テ該告訴ヲ為スヘキ旨ノ通告ヲ為シタルトキハ脅迫罪ヲ構成ス」というものがあります(大審院大正3年12月1日判決)。つまり、「権利行使の意思がなく相手を

畏怖させる目的で告知した場合」には脅迫罪が成立するというのが判例です。

ゆえに、本当は告訴や民事裁判をする意思もないのに、脅かす目的で、「訴えてやる!」と言った場合は、脅迫罪が成立することになります。

もちろん、ギャグとか冗談として言う場合は、「脅かす目的」が認められませんから、脅迫罪が成立することはありません。